

生活産業創出研究会

報告書

生活産業創出研究会
(平成14年12月26日)

生活産業創出研究会 報告書 目次

．背景・趣旨	1
1 . 経済活性化戦略	1
2 . 明るい構造改革	1
3 . 「医療・健康」と「観光」は裾野が広い先進国型の大サービス産業	1
．医療・健康関連産業	2
1 . 問題の所在と課題	2
2 . 具体的提言	2
(1) 健康づくり	2
(2) 医療情報関連サービス	3
(3) 患者の選択の推進	5
(4) 食育の推進	6
(5) プレミアム農業の推進	7
(6) 高齢者の自立	7
．21世紀型観光の振興	8
1 . 問題の所在と課題	8
2 . 具体的提言	8
(1) 訪日促進戦略（グローバル観光戦略）の推進	8
(2) 魅力ある観光地の創造・再生	9
(3) 新しい故郷づくり	10
(4) 休暇の分散化	12
（参考1）生活産業創出研究会 委員名簿	
（参考2）生活産業創出研究会 開催実績	
（参考3）生活産業創出研究会 ヒアリング開催実績・地域部会開催実績	

．背景・趣旨

1．経済活性化戦略

我が国経済の自律的かつ安定的な成長を回復するためには、税制、歳出、金融等の構造改革を着実に進めるとともに、経済活性化による産業競争力の再生と新たな市場の創造を図ることが不可欠であり、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、経済活性化のための6つの戦略と30のアクションプランが策定された。

2．明るい構造改革

政府は、同戦略の中で、国民の潜在的需要に応えることで新たな需要を創出すべきことを提唱し、特に医療・健康産業、観光産業、安全かつ健康に留意した食料産業等の生活産業の活性化に取り組むこととしている。

これらは、「痛みを伴う構造改革」とは異なり、「生活者たる国民の役に立つ新産業」の発掘戦略であり、同時に新たな雇用を創出する、「明るい構造改革」である。

また、これらは、主として規制改革や市場機能の活用によって、民間企業が生活者の望むサービスをより便利にキメ細かく提供できるようにし、その結果として、雇用が増え、経済の活性化を図ろうとするものであり、歳出改革等の構造改革とも整合するものである。

3．「医療・健康」と「観光」は裾野が広い先進国型の大サービス産業

今後においては、「医療・健康産業」と「観光産業」が人々の生活を豊かにするとともに、産業としての裾野が広く、経済への直接的、間接的な波及効果も大きいことから、日本のような先進成熟国にとっては経済を活性化するうえで、大きな役割が期待される分野であると言える。

また、「食料産業」については、近年の「スローフード運動」など、「安全性」、「新鮮さ」、「作り手の顔が見える（安心感）」が重要な要素となり、新たな発展の方向が期待されている。

これら3分野は、「適切な食を通じた健康管理」、「健康目的の温泉観光」、「介護が必要な高齢者等が安心して参加できる観光」等、相互に関連しており、融合分野における新たなサービス産業の創出も期待される。

．医療・健康関連産業

1．問題の所在と課題

我が国の平均寿命は、男女とも世界一を誇るが、健康寿命と平均寿命との間には6、7歳程度の差があり、長い寿命を介護状態や病気になることなくより健康に生きたいという望みはより強くなっている。こうした望みを実現し、健康寿命を延伸するためには、健康づくり、とりわけ生活習慣病の予防が、まず何よりも重要であり、健康づくりに関する様々なサービスが大きく発展することが期待される。

しかしながら、健康づくりを進めていったとしても、医療サービスの必要性は高く、よい医師・医療機関によって、よい医療サービスを受けたいというニーズは強い。このためには、医療に関する様々な情報を基に患者が適切に選択できる環境を整えることが必要であり、医療情報関連サービスは、今後飛躍的に発展する可能性を秘めている。

今後の高齢化の進展に対応して医療費の抑制がますます求められる一方、健康づくりや医療に関する新しいサービスを公的医療保険の枠内で推進することには、自ずから限界がある。したがって、公的医療保険にとらわれず、保険者の保健事業や民間医療保険なども活用しつつ、サービスの拡大を図ることによって、新しい医療市場の発展を促進することが重要である。

また、消費者の「食」に対するニーズは、「安心・安全」な農産物や、新鮮で付加価値の高い食材へ関心が急速に高まっている。健康によく美味しい食材を求める消費者ニーズを踏まえ、個性がありブランド力の高い農産物の生産を活発化することは、「食」を通じた新たな需要創出をもたらす。同時に健康に直結する「食生活」の乱れを是正する国民的な取組みが重要である。

2．具体的提言

(1) 健康づくり

健康づくりを進めていくため、「健康日本21」運動の推進などを通じ、国、地方自治体、企業、地域、健康づくりに関わるサービスを提供する民間事業者、各種の専門家など様々な主体が、多様な形で健康づくりに関する取組みを進めていくことが必要である。

健康づくりに関わるサービスは、栄養管理、サプリメント、運動など多岐にわたる。これらについては、国民の関心が高いにもかかわらず、有効性、安全性などについて必要十分な情報が提供されているとはいえない。したがって、健康づくりに関する適切な情報提供、サプリメントや運動など健康づくりを支援してくれる専門家の育成が必要である。

代替医療については、潜在的なニーズがある中で、その治療効果等を含めた効果を十分に実証しながら、推進していく。

これまでは、虫歯や歯周病になってからの治療に重点が置かれてきたが、今後は、予防に重点を置いていくべきであり、予防に関するコンサルティングサービス、予防的治療方法などの新しい分野の発展が期待される。

(2) 医療情報関連サービス

個人に関する一生涯を通じた健康・医療情報、医師・医療機関に関する情報、治療方法に関する情報の3つの分野で、新たなサービスの発展が期待できる。

個人に関する一生涯を通じた健康・医療情報

現在、健診機関や医療機関ごとにばらばらに管理されている個人の情報を、ITを活用し、一生涯を通じ、一貫して管理する。

a) 『私の健康履歴』

現行制度においても、個人の同意さえあれば、健診、診療の情報を、健診機関や医療機関が第三者に提供し、当該第三者が管理することは可能である。そこで、個人に関わる一生涯のすべての健康・医療情報を収集し、一括して管理するサービス(『私の健康履歴』サービス)が考えられる。

さらに、今後、以下のような取組みを進めることが必要である。

- ・ 「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」(平成13年12月厚生労働省策定)では、生涯を通じた健康管理体制を構築することの必要性が示されており、職域・地域で健診情報を一元的に管理する「モデル事業」も開始されている。こうした取組みを加速することが必要である。

- ・ プライバシーの確保が充分に行われていると判断できる場合は、民間企業であっても、電子カルテデータの外部保存を認めるべきである。さらに、どのような場合にプライバシーが確保されていると判断できるか、条件を明示することが必要である。

こうした取組みを通じ、カルテは医師だけでなく、患者のものでもあるという意識を、医師、患者双方に浸透させていくことが必要である。

現在では、医療機関の事務部門や医療情報管理者、健康保険組合などに対しては秘密保持義務が定められておらず、医療の分野における個人情報保護については不十分な状況にある。今後、『私の健康履歴』サービスに限らず様々な医療情報関連サービスが発展していくためには、法的な措置も含め、医療情報を取り扱う様々な主体をカバーした個人情報保護の体制を確保する措置を講じていくことが極めて重要である。

医師・医療機関に関する情報

患者がもっとも知りたい情報である「どの医師・医療機関にかかれば適切な治療が受けられるのか」等のニーズについて応えるサービスを提供する。

a) 『医療番付』

(財)日本医療機能評価機構の評価にとどまらず、民間企業により、医師・医療機関同士による評価、患者や家族からの評価、治療実績などの医療内容に関する評価など、さまざまな観点から評価を行うサービスが期待される。(『医療番付』サービス)

こうしたサービスが発展するためには、医師・医療機関に関する様々な情報が幅広く提供されていることが必要である。医師・医療機関の質を判断する上で必要不可欠な情報について、広告規制の緩和や公的機関等による情報提供の充実・促進等により、必要な情報の提供を一層促進していくべきである。また、医療機関自身による正確な情報の提供を促進することも必要である。

b) 『医療マッチメーカー(仲人)』

一般的な医師・医療機関に関する情報があったとしても、患者自身は、自分がどの医師・医療機関にかかるのが最適かは判断がつかない。そこで、自分にぴったりの医師・医療機関を紹介してくれるようなサービス、あるいは当該医師・医

療機関に対して紹介を行ってくれるサービス（『医療マッチメーカー（仲人）』サービス）も考えられる。

治療方法に関する情報

医師と患者との間の「情報の非対称性」をできる限りなくし、医師と患者が対等な立場で診療方針を決めていくため、治療方法に関する情報を容易に得られるようにするサービスを提供する。

a) 『納得カウンター』

治療方針を決めるに際してセカンドオピニオンを希望する患者は多いが、現在ではそうしたニーズに応えられているとは言い難い。今後は、患者から診断結果を受け付け、他の適切な医師に対してセカンドオピニオンを依頼し、その結果を患者に対して提供する、いわばセカンドオピニオンの「窓口」となるサービス（『納得カウンター』サービス）が考えられる。

b) 『医療通訳者』

治療技術に関する情報は専門的であり、たとえ広く情報提供されたとしても、相当の知識を有しなければ理解することが難しい。そうした情報をわかりやすく説明してくれる（時には患者と一緒に医師から説明を聞いたり、医師に質問をしたりする、いわば医師と患者との橋渡しをしてくれる）ような、患者にとってのコンサルティングサービス（『医療通訳者』サービス）が考えられる。

これらのサービスの提供主体

これらのサービスは、民間企業をはじめとした様々な事業主体によって、専門特化して行われたり、ワンストップサービスのようにある企業により総合的に行われたりするなど、事業主体の創意工夫によって多様な形態で展開されることが想定される。

特に、保険者は医療サービスのコーディネーターとして、自ら又はアウトソーシングによって提供すべきである。

(3) 患者の選択の推進

医療情報関連サービスが発展し、「情報の非対称性」が縮小され、患者が十分な情報の下に適切な判断を行い得る環境が整備される場合には、公的保険診療と保険外診療

の併用を厳しく限定する理由は現在よりも弱まることとなる。

患者による医師・医療機関の選択を推進する観点から、「情報の非対称性」の縮小に向けた取組みを進めながら、公的保険診療と保険外診療の併用の枠組みを積極的に活用し、限られた医療保険財政の中で、患者のニーズに対応した質の高い医師・医療機関がより評価され、患者の求める適切な治療方法が受けられるような方向に進めていくべきである。

例えば、患者の選択に応じた医療機関での料金の上乗せを拡大する、患者保護について十分留意しつつ公的保険診療と保険外診療の併用を拡大する、海外では承認されている抗がん剤などの治療薬の投与など、患者が適正な選択に基づき満足できる医療を受けられるようにすべきである。

(4) 食育の推進

教育現場において、知育・徳育・体育の他に、新たな柱として「食育」を位置づけ、子供の頃から食べ物との関わり方を学ぶことにより、乱れた食生活を回復して健全な人格形成を再確認し、生活を改めるため、小・中・高等学校教育にも加え、国民全体に波及させて行くことが必要である。

「食育」の啓発・普及については端緒が開けたばかりであるが、基本的な考え方は、次の3つから成り立つと考えられる。

- ・ 生涯を通じて、バランスのとれた健康的な食生活を実践する能力、食材・食品の安全性について選別する能力とともに、楽しく美味しい食事を摂る環境が健康につながる。
- ・ 食を通しての躰やマナーを習得させること。ここ30年間に核家族化が進み、常識的な家族間における食を通しての躰教育がくずれてきたため。
- ・ 地球環境やリサイクル、食糧問題・人口問題・エネルギー問題など国の現状の把握をすることが残飯などの無駄をくい止めることにつながる。

「食育」を学校教育の場で推進するために、教育の場へ学校栄養職員を参画させる環境づくり、学校栄養職員、教員、教育委員会などの関係者、関係機関を中心に、家庭や地域社会とも連携し、発達段階に応じた食に関する教育指導を行う必要がある。

このほかにも、「食育」にかかわるすべての者が、乳幼児期からの正しい食生活の普

及に努めていくことが必要である。特に、マスメディアや市町村保健センターが「食育」に関するプログラムを実践できる要員を養成することが必要である。

(5) プレミアム農業の推進

近年の「食」に対する多様な消費者ニーズから、全国各地の特性を踏まえ、個性的で付加価値の高い農産物が競争によって活発に供給される体制を確立する。このため新規参入の促進や競争原理の導入等により、意欲ある担い手が生産を担う構造に転換する改革をすすめる。この場合、都市住民や高齢者が知恵と創意工夫を生かして農業を営むなど、多様な担い手が農業に参画できる環境を整備する必要がある。

また、ファーマーズマーケット等直販の推進、画一的な商品提供の見直しなど消費者に農産物本来の価値が適切に評価される生産流通システムを整備する等により、消費者起点に立って、農業を「食」の産業化に向けた加速的な推進を図る。

(6) 高齢者の自立

歳を重ねるにともない、我々の知識や経験は積み重ねられ、その能力はますます高まっていく。高齢者を「支えられる」主体としてのみならず、様々なサービスを「支える」主体として位置付け、その持っている能力を十分に活用していくことが重要である。

介護が必要な高齢者や障害者が街に出て生き生きと活動できるように、民間企業やNPOが、必要に応じ医療などの専門家の協力を得ながら支援するサービス（『お出かけエスコート』サービス）を創出していくことが必要である。

旅館が、空室をデイサービス施設やショートステイ施設に転換したり、旅館全体を『安心ハウス』として再生したりすることも考えられる。また、バリアフリーなど高齢者に配慮した施設を増やすため、旅館やホテルによる自主的な取組みをさらに推進するべきである。

豊かな生活を享受してきた層が高齢化するに伴い、健康で豊かな食生活を楽しむニーズが高まり、高齢者向けの食品の市場拡大が予想される。消費者への普及啓発、給食事業者などに対する技術支援を推進する必要がある。

． 2 1 世紀型観光の振興

1 ． 問題の所在と課題

日本の観光の現状は、国際観光は日本人海外旅行者数が約 1 6 0 0 万人であるのに対し、訪日外国人旅行者数が約 5 0 0 万人とその差が極めて大きい。この要因としては、日本の観光に関する海外へのアピールが不足していることが大きいと考えられる。また、国内観光も平均旅行宿泊日数が減少傾向を示すなど低迷している状況にある。

観光産業は労働集約的かつ裾野の広い産業であり、雇用創出効果も大きい。さらに、観光は質が高ければ価格が高くてもニーズが存在しうるなど、人件費が相対的に高い先進国でも競争力を確保できるという利点もある。

一方、国内の観光に対するニーズは既に成熟化してきており、物見遊山・団体旅行・宴会型から、個人や家族による目的を持って参加し、リピートする体験型、滞在型へと大きく変わりつつある。しかしながら、各観光地等受入側は必ずしもこの変化に十分対応しきれていない。

従って、観光産業の持つ大きなメリットを生かすため、今後、外客誘致や国内観光の再構築に抜本的に取り組んでいく必要がある。

2 ． 具体的提言

(1) 訪日促進戦略 (グローバル観光戦略) の推進

グローバル観光戦略の推進

日本の新しいイメージ、テーマ作りや、海外のテレビ等あらゆるメディアを活用したキャンペーンの実施、外国人観光客 (外客) 受入環境の整備などを内容とするグローバル観光戦略を策定し、これを国を挙げて国家戦略として強力に推進する必要がある。

国を挙げてグローバル観光戦略を着実に実施するための組織・体制の構築

国を挙げて強力に外客誘致を進めるにあたっては、外国人観光客の誘致に係る全府省等が参画して政府一丸となって戦略を推進する組織を設置し、外客誘

致推進の実行性が確保されるような実施体制を整える必要がある。

在外公館による外客誘致活動への協力、支援

在外公館は、外国人にとって最も身近で権威のある日本の代表機関である。このため、外客誘致にあたっては在外公館の役割は非常に大きい。外国の在日大使館の事例では、大使公邸を使って大使自らが観光プロモーションに携わっている例もある。

このような点を踏まえ、外客誘致は日本の国益に合致するという認識のもと、在外公館においても、大使及び総領事を先頭に、従来から行ってきた広報活動の中で観光プロモーション活動にも一層積極的に取り組んでいく必要がある。加えて、こうした活動の一環となるシンポジウム、ワークショップ、レセプション等の会場として在外公館施設を活用することも検討する必要がある。

(2) 魅力ある観光地の創造・再生

従来型の個性のない観光地が低迷する中、人々の新しいウォンツに対応する魅力を打ち出せた観光地は、多くの人々を集めている。そうしたところは、各々の地域が、独自の努力で主体的に、時間をかけて個性あるまちづくりに取り組んできており、多くの場合、その中心にはたぐいまれな努力をしてきた傑出した人々の存在が指摘されるところである。

今後の個性ある観光地づくりの決め手は、このような中心となる人々をどう育てていくか、また、どのようにまちづくりの情報を伝えていくかということが重要となってくる。

『カリスマ百選』ネット・アカデミー

各地でがんばる人を育てていくためには、これら各地において観光振興を成功に導いた人々のたぐいまれな努力に学ぶことが極めて効果が高い。このため、各地において観光振興を成功に導いた人々の実績等を詳しくデータベース化し（『カリスマ百選』の制作）これを全国からアクセスできるようネットワーク化する（ネット・アカデミーの構築）ことが必要である。

また、そのようなカリスマから直接話を聞いたり、各地で努力する人々が交流し、学習したりする場（カリスマ塾の開催等）などを設けていくことも重要である。

全国の観光地についての情報発信（観光ポータルサイトの構築）

観光地の情報や観光関係情報を幅広く誰からも容易にアクセスでき、観光地から全国への情報発信が可能な観光ポータルサイトを立ち上げることが必要である。また、従来、観光サービスの供給サイドに欠けていた「お客様の視点」を活かすことが重要であることから、観光地や観光施設ごとに旅行者の感想・意見を直接書き込めるサイト（『観光地の目安箱』）を設けることも必要である。

観光資源の一層の活用

a) 海岸線

これからの観光を考えたとき、単に観るだけではなく、参加型、スポーツ型の観光の振興も考えていくべきである。現に、ゴルフは誰にでもすぐできるというものでもないのに巨大なスポーツ産業市場を形成している。

一方、日本には3.5万kmにわたる海岸線が存在するにも関わらず、海水浴、釣りは盛んだが、ヨット、スキューバダイビング等の海洋性レジャーに十分活用されないままとなっている。

これらの海洋性レジャーの市場は大きな可能性を秘めており、今後積極的に開拓していくべきと考えるが、そのためには、海洋性レジャーの安全に関する地域の過度なルールの見直しや、海洋性レジャーと漁業や地域住民との共存・共栄を促進していくためのルールや場づくりなどを推進していく必要がある。

b) 温泉

日本人、特に増えつつある高齢者にとって温泉は、「心と身体の癒しの場」として今後ますます関心が高まることが予想され、全国津々浦々に存在する温泉を活用することは、「健康」と「観光」の両方の観点で非常に重要である。

(3) 新しい故郷づくり

新しい故郷づくりと定住化

昨今の高齢化の進展に伴い、全国各地で世代交代が進み、多くの都市住民はその生まれ故郷との関係が薄れつつある。一方、都市住民の中には、より健康的でやすらぎのある地域における生活へのウォンツが広がりつつある。

従って、故郷を失いつつある都市住民に対して、地域における魅力ある生活の可

能性を提供すれば、このウォンツは大きなニーズとして十分顕在化しうる可能性を秘めている。

全国各地における魅力ある地域づくりは、このようなニーズの受け皿づくりとなる。すなわち、大都会で高齢化しつつある人々にとって、空気や水がきれいで安全な食材が確保できる健康的な生活を営むことができ、住宅が確保しやすく、医療情報や施設が整えられているような地域であれば、生涯の定住の場として十分魅力あるものとなろう。

このような動きは、現実に各地において芽が育ちつつあり、今後は各地域において都市住民の定住化をも視野に入れた魅力ある地域づくりが強く求められるところである。

日本全体が成熟化するなか、地方への企業誘致が難しくなり、国の財政の制約が厳しくなるなか、これまでに大都市に集中した人材が、高齢化の進展のもとで健康的な生活条件が整備された全国各地の地域に還流し、生活や仕事を行うことは、日本経済全体の人的・物的資源のより適正な配分や人々の実質的な生活基盤の向上という観点からも極めて有意義なことと考える。

新しい故郷への定住に向けた「人・もの・情報」の交流の活発化

都市住民の「新しい故郷」への定住を促すため、農山漁村を観光資源として活用した都市と農山漁村との交流の活発化は極めて効果的である。都市住民が農山漁村の自然に親しむことは、健康で健全な生活の促進にもつながると考える。

a) 魅力あるふるさと情報の受発信機能の強化

インターネット、旅行会社、マスコミ媒体等をも活用し、情報の充実を図る。

- ・ 特産品、有機栽培等のこだわり農水産物の安全安心情報
- ・ 農山漁村での余暇活動、新規就農等求人情報、住宅情報、等

b) 多様なグリーン・ツーリズムの積極的展開

都市住民の潜在的ニーズを開花させ、積極的な参画を促す。

- ・ ライフステージに応じた多様なグリーン・ツーリズムスタイルの提案・普及
- ・ アドバイザー、コーディネーターの育成
- ・ 都市と農山漁村の交流を促進するNPOのネットワークづくり
- ・ 農山漁村体験学習や農山漁村留学などの教育プログラム化の推進

c) ふるさと資源の発掘

地域資源を再点検し、埋もれている魅力の発掘と、その効果的な活用を図る。

- ・ 棚田・谷津田オーナー制度、森林ボランティア等の活用
- ・ 廃校、廃屋などの既存ストックを、直売施設・交流施設等に転換
- ・ 安全安心な地域特産物を使った郷土料理の提供
- ・ 既存温泉地や療養施設等とタイアップした「健康増進・癒し」の場の提供
- ・ 景観や環境に配慮した森林整備の推進（「森」の再生）

d) 交流促進のための環境づくり

活き活きとし、開かれた農山漁村コミュニティづくり

- ・ 農林漁業者、地方自治体、NPO、商工会議所等関係者の創意工夫による受入体制づくり

都市住民に開放する農家宿泊等の積極的推進

- ・ 農林漁家が民宿を行う場合の旅業法等の規制や自治体における建築基準法、食品衛生法等に基づく規制の緩和などによる全国的な農家民宿等の推進

e) 農山漁村地域への都市住民の定住促進

農林漁業に親しむことによる定年後の生きがいや健康増進の場を提供する。

- ・ 遊休地等を活用した市民農園、セカンドハウスや農地付住宅の提供
- ・ 空家・廃屋等の再利用及び斡旋
- ・ 都市住民を森林整備の担い手（緑の雇用）や新たな漁業者とする取組みの推進

(4) 休暇の分散化

基本的考え方

日本においては休暇をとる時期が特定の時期に集中している。皆が同じ日に休むため、混雑、渋滞、高額なレジャー・宿泊施設の利用料など観光振興にとっては大きな問題が生じており、これが原因で旅行を断念する旅行者も少なくない。観光地や宿泊施設の側から見ても、休暇の過度の集中によりピーク対応の過度の投資、閑散期の施設遊休などの問題が生じる。

このため、休暇の分散化とりわけ子供の休暇の分散化が必要である。余暇活動を有意義なものにするためには、家族揃った「家族休暇」の実現が望ましい。

学校休暇の分散化

学校休業日は、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則により、学校設置者である市町村・都道府県の教育委員会等が設定できる。このため、各教育委員会や学校ごとに、地域の実情等に応じて休業日を柔軟に設定することが可能である。しかし、現状では、公立小・中学校の休業日は一部を除きほぼ同時期に設定されている。

しかしながら最近、完全学校週5日制の実施に伴い、二学期制の導入が広がり秋休みが導入されるという新しい動きも生じてきている。このような機会を捉え、親子のふれあいを増やす観点からも、各学校の教育課程の編成に配慮しながら、地域の実情に合わせ、授業時数の確保を前提として休業日の日数は変えずに休業日をシフトすることについて、各地域において選択肢の一つとして考慮することが求められる。また、国においては、分散化の事例の情報提供等に一層取り組む必要がある。

勤労者の有給休暇の取得促進と分散化

- 勤労者の有給休暇の取得促進と分散化の促進にあたっては、個々の企業の労使間の問題となるが、年休取得計画表作成を促進したり、有給休暇取得促進に取り組む企業に対して、好事例として取り上げたり、情報提供などの支援を行うなどして、計画的な有給休暇の取得に一層取り組む必要がある。

(参考1)

生活産業創出研究会 委員名簿

(座長)	島田 晴雄	内閣府特命顧問
	阿曾沼 元博	国際医療福祉大学 国際医療福祉総合研究所 教授
	伊東 弘泰	株式会社日本アピリティーズ社 代表取締役社長
	河北 博文	河北総合病院 理事長
	今野 由梨	ダイヤル・サービス株式会社 代表取締役社長
	佐藤 喜子光	立教大学観光学部 教授
	田川 博己	株式会社ジェイティービー 常務取締役
	中条 潮	慶應義塾大学商学部 教授
	服部 幸應	学校法人服部学園 服部栄養専門学校 理事長・校長
	樋口 一郎	日経BP社「日経ヘルス」 編集長
	細尾 勝博	兵庫県多可郡八千代町役場 産業課長
	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部経営環境学科 講師
	藻谷 浩介	日本政策投資銀行 地域企画部 調査役
	小平 信因	内閣府政策統括官(経済財政 - 運営担当)
	竹内 良治	内閣府大臣官房審議官(経済財政 - 経済社会システム担当)
	大田 弘子	内閣府政策統括官(経済財政 - 景気判断・政策分析担当)付 参事官(企画・政策効果分析担当)
	水田 邦雄	厚生労働省政策統括官(社会保障担当)
	高津 定弘	農林水産省大臣官房審議官(中山間地域対策・兼農村振興局)
	金澤 悟	国土交通省総合政策局観光部長
(オブザーバー)		
	新井 倭一	国際観光振興会 理事

(参考2)

生活産業創出研究会 開催実績

9月25日(水) 13:00~15:00 第1回 生活産業創出研究会

- ・ 関係各省委員からの関連施策説明

10月10日(木) 10:00~12:00 第2回 生活産業創出研究会

- ・ 研究会委員等からのプレゼンテーション

10月17日(木) 14:00~16:00 第3回 生活産業創出研究会

- ・ 研究会委員等からのプレゼンテーション

10月28日(月) 10:00~12:00 第4回 生活産業創出研究会

- ・ 研究会委員等からのプレゼンテーション

11月6日(水) 13:00~15:00 第5回 生活産業創出研究会

- ・ 報告書スケルトンについて議論

11月19日(火) 10:00~12:00 第6回 生活産業創出研究会

- ・ 報告書(案)について議論

12月20日(金) 15:00~17:00 第7回 生活産業創出研究会

- ・ 報告書(案)及び報告書別冊(案)について議論

(参考3)

生活産業創出研究会 ヒアリング開催実績

月日	ヒアリング対象	テーマ
8月7日	三洋電機 関野 専務	医療福祉分野における新規ビジネスの可能性と政策課題
8月21日	富士通総研 松山 主席研究員	医療の情報化について
	自由時間デザイン協会 丁野 研究主幹	有給休暇の着実な実施による経済効果
	立教大学 佐藤 教授	観光空間づくり 観光立国方法論
8月26日	日経BP社 樋口 『日経ヘルス』編集長	健康産業のこれからと課題
	松下電工 大木 参事	新しいヘルスケアビジネス
9月6日	セルフケア・ニュース 宇野 代表取締役	セルフケアニュース社の事業紹介、新たな医療情報サービスの展開
9月9日	JTB 田川 常務	観光産業の果たすべき役割
	国際観光振興会 向山 会長	国際観光振興会の概要、訪日観光の成功事例と推進策
	国際医療福祉大学 国際医療福祉総合研究所 阿曾沼 教授	医療情報システムの新潮流
9月10日	明治大学 中村 客員教授	食と健康、グリーンツーリズム
	由布院玉の湯 溝口 代表取締役社長	湯布院のまちづくり
	日本政策投資銀行 藻谷 調査役	観光振興とまちづくり
	地中海クラブ 廻 (めぐり) 顧問	地中海クラブの成功の秘訣、旅行代理店の課題、外客誘致の方法
9月13日	三井物産戦略研究所 園田 室長	まちづくり戦略
	兵庫県八千代町 細尾 産業課長	まちづくりの実践例、グリーンツーリズム
9月18日	イーホープ 永野 代表取締役社長	イーホープの取組み、電子カルテに期待される機能
9月20日	萬有製薬 高橋 取締役営業本部副本部長	医療情報サービスについて
9月24日	NTTデータ 浜口 代表取締役副社長	個人健康情報管理ビジネス
	NTTデータ経営研究所 萩原 エグゼクティブコンサルタント	NTTデータのヘルスケア事業について
	セコム医療システム 小幡 取締役社長	安全・安心を提供する「社会システム産業」としての医療ビジネス
	セコム損害保険 吉田 取締役社長	自由診療保険メディコム
9月30日	よしもとトラベルエンタテインメント 平野 代表取締役	よしもとトラベルエンタテインメントの取組みと課題
10月4日	東京都産業労働局 帆刈 観光部長	東京都観光産業振興プラン
	リクルート 鳥居 『じゃらん』編集長	観光産業の新たな取組みと課題

生活産業創出研究会 地域部会開催実績

月日	ヒアリング対象	テーマ
11月5日	岩手県 法貴 総合政策室首席政策監	地方自治体における「観光振興」、都市と農山漁村の共生・対流」に関する取組みについて
	大分県 石井 農政部農政企画課むらづくり推進室主幹	
	沖縄県 宜名真 商工労働部観光リゾート局長	
	宮崎県宮崎市 津村 市長	
11月13日	千葉県立東金病院 平井 院長	地域における「医療の情報化」に関する取組みについて
	滋賀県大津市福祉保健部健康管理課 西本 主任	地域における「健康づくり」に関する取組みについて